

旭川市中心市街地活性化基本計画

平成 23 年 3 月

平成 23 年 3 月 25 日 認定

平成 24 年 3 月 29 日 変更

平成 25 年 3 月 29 日 変更

平成 26 年 3 月 28 日 変更

平成 27 年 3 月 27 日 変更

平成 27 年 11 月 27 日 変更

平成 28 年 3 月 15 日 変更

旭 川 市

目 次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1]旭川市中心市街地の概要	1
[2]中心市街地の現状分析	5
[3]中心市街地のニーズ・シーズ	36
[4]これまでの中心市街地活性化の取り組み	46
[5]中心市街地活性化の課題	50
[6]中心市街地活性化に向けたビジョン	53
[7]中心市街地活性化の基本方針	54
[8]各地区の集客力向上と中心軸との連動の考え方	57
2. 中心市街地の位置及び区域	60
[1]位置	60
[2]区域	61
[3]中心市街地要件に適合していることの説明	63
3. 中心市街地の活性化の目標	70
[1]中心市街地活性化の目標	70
[2]計画期間	72
[3]数値目標を設定する指標の考え方	72
[4]数値目標の設定の考え方	73
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	96
[1]市街地の整備改善の必要性	96
[2]具体的事業の内容	96
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	105
[1]都市福利施設の整備の必要性	105
[2]具体的事業の内容	105
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	113
[1]まちなか居住の推進の必要性	113
[2]具体的事業の内容	113
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	116
[1]商業の活性化の必要性	116
[2]具体的事業の内容	116

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	130
[1]公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	130
[2]具体的事業の内容	130
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	134
[1]市町村の推進体制の整備等	134
[2]中心市街地活性化協議会の設立	138
[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	145
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	148
[1]都市機能の集積の促進の考え方	148
[2]都市計画手法の活用	149
[3]都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	150
[4]都市機能の集積のための事業等	153
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	154
[1]基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	154
[2]都市計画との調和等	155
[3]その他の事項	159
12. 認定基準に適合していることの説明	161

様式第4 [基本計画標準様式]

○ 基本計画の名称：旭川市中心市街地活性化基本計画

○ 作成主体：旭川市

○ 計画期間：平成23年3月～平成29年3月

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 旭川市中心市街地の概要

(1) 旭川市の概況

1) 位置・地勢・気候

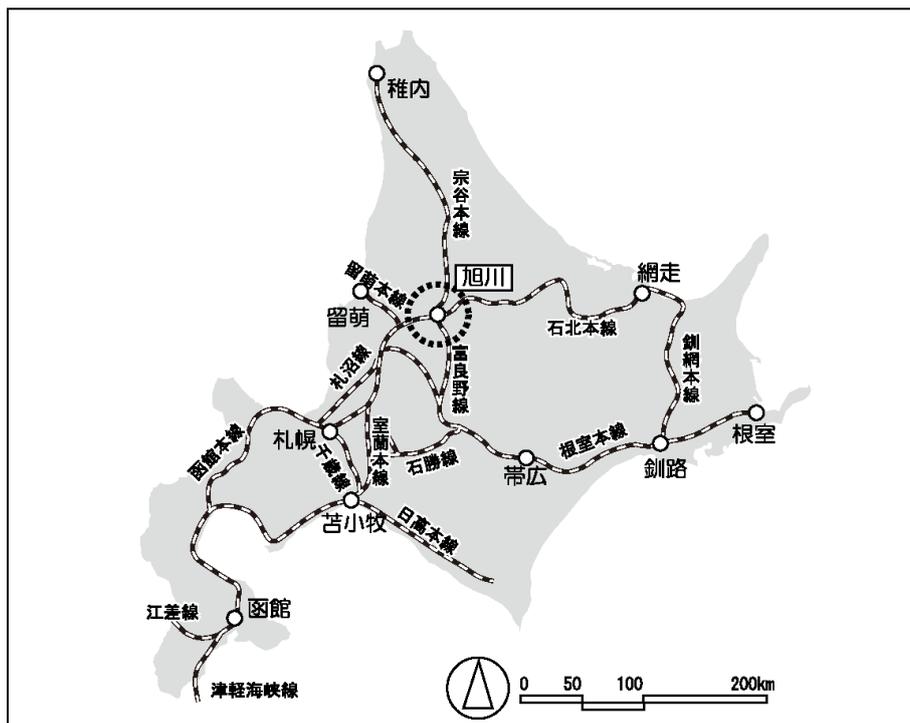
本市は、北海道の上川盆地の中央部に位置する道北の拠点都市である。

大雪山系に源流をもつ石狩川、牛朱別川、忠別川、美瑛川の四大河川をはじめ、大小合わせて百六十を超える河川が市内を流れる「川のまち」である。

気候は、丘陵地に囲まれた盆地のため、内陸特有の気候で、冬期と夏期の寒暖の差が大きい。冬期は、真冬日が80日を越え、最低気温も -20°C を下回ることがあるが、春から夏にかけては、穏やかな晴天が比較的多く、昼間の気温が高くなる日もあるが、夜間は涼しいことが特徴である。

交通は、旭川駅がJR4線の結節点であり、札幌まで1時間20分、富良野まで約1時間である。また、道央自動車道や主要国道4路線などにより、道央・道北をはじめ、北海道各地に連絡しており、交通の要衝である。

旭川空港から、国内は、東京、名古屋、函館などに定期便が運航されているほか、ソウルとの国際定期便や国際チャーター便がアジア各地に運航されている。



⑤ 中心市街地の空き店舗数

○中心市街地では空き店舗が増加している。その中で代表的な商店街である平和通商店街エリアは、丸井今井が撤退し、空き店舗も増加している。

- ・中心市街地全体の空き店舗は、平成14年から18年にかけて増加している。
- ・その中で平和通商店街エリアは、平成14年から18年にかけて空き店舗が6店舗増え、68店舗になったほか、平成21年には、賑わいの中心の一つであった丸井今井旭川店(店舗面積22,329㎡)が撤退し、その影響が懸念されている。

■ 空き店舗数と空き店舗調査エリアの位置

	平成14年	平成16年	平成18年	※平成23年
平和通商店街エリア	62	72	68	107
平和通三和商店街エリア	6	4	11	11
緑橋ビル商店街エリア	4	10	15	15
銀座商店街エリア	16	17	22	25
17丁目エリア	6	4	11	22
計	94	107	127	180

※平成23年は暫定値(旭川市調)



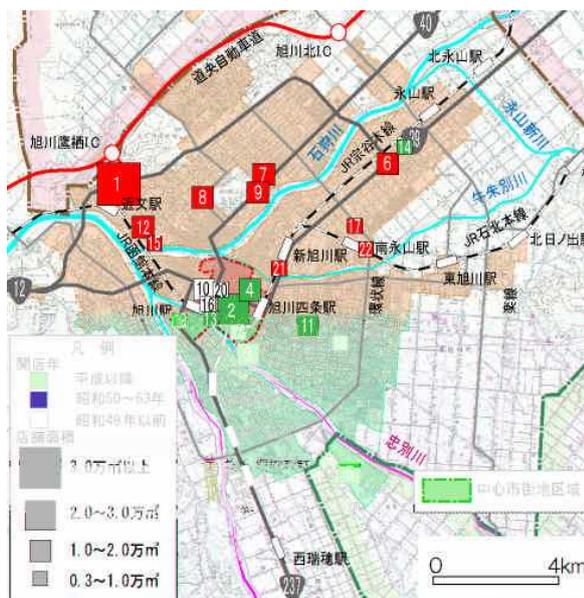
資料：旭川商工会議所 TMO 推進室調査

⑥ 大規模小売店の立地状況

○平成に入り、大規模小売店の郊外立地が進行している。

- ・郊外においては、平成に入ってから、ポスフル永山(平成2年)、旭川春光ショッピングセンター(平成4年)、ポスフル春光(平成8年)、イオン旭川西SC(平成16年)などが開業しており、大規模小売店の郊外立地が進行している。

■ 大規模小売店舗の立地状況



番号	名称	店舗面積(㎡)	延床面積(㎡)	開店年月	業態
1	イオン旭川西ショッピングセンター	38,534	89,550	H16.4	スーパー・専門店
2	西武旭川店(旭川1-8ビル、旭川駅前共同ビル)	24,177	49,442	S50.8	百貨店
3	ウエスタン北彩都店、ホームマック他	13,456	19,068	H20.8	スーパー・専門店
4	イトヨーカ堂(大成ファミリープラザ)	15,335	42,527	S55.7	スーパー
5	スパセンターBESTOM東神楽店	14,526	17,168	H15.10	スーパー
6	ポスフル永山	14,004	25,617	H2.10	スーパー
7	旭川春光ショッピングセンター(MEGAドンキホーテ等)	13,151	30,228	H4.11	スーパー
8	ポスフル春光	13,085	22,079	S56.7	スーパー
9	ニトリ春光店	13,079	15,515	H6.4	専門店
10	マルカツデパート	11,956	17,897	T7	百貨店
11	豊岡ショッピングセンター	11,650	34,680	S58.5	スーパー
12	ヤマダ電機テックランド旭川店	10,991	25,346	H8.5	専門店
13	旭川エスタ(旭川ターミナルビル)	9,972	27,203	S57.10	寄合
14	コープさっぽろシーナ店	9,573	15,502	S51.12	スーパー
15	スーパーふじ・ウエスタン川端店	8,857	11,926	H17.12	スーパー・専門店
16	旭川エクス(第一ビル)	8,580	16,089	H5.5	寄合
17	ショッピングプラザアスハ永山いさみやビル	7,966	10,251	H2.3	スーパー
18	コープさっぽろルミネ東光	6,930	11,258	H5.10	スーパー
19	コープさっぽろ神楽店、ホームマック神楽店	6,331	12,838	H9.11	スーパー・専門店
20	ファッションプラザオクノ	5,497	10,819	S48.10	寄合
21	ヤマダ電機テックランド旭川大雪通店	4,933	13,250	H17.9	専門店
22	ウエスタンパワーズ	3,424	10,425	H14.11	スーパー
23	コーチャンフォー(北彩都地区)	5,388	18,980	H22.9	専門店

資料：道資料 大規模小売店一覧

[6] 中心市街地活性化に向けたビジョン

中心市街地活性化の課題を踏まえて、活性化に向けたビジョンを次のように設定する。

**コンセプト＝歩行者空間「買物公園」が奏でる「集い」のシンフォニー
～買物公園を中心軸とした機能集積の促進と、そのための近隣地区との連携・交流**

メインとする目的（ねらい）

買物公園を中心軸とした機能集積の促進

旭川市の中心的な機能を担う「中心商店街地区」、その中心軸である買物公園は、旭川市、上川中部圏、そして道北地域全体という同心円の「センター・オブ・センター」である。

本計画では買物公園に、旭川市及び広域圏の顔（シンボル）に相応しい機能集積と賑わいを再生し活性化していくこと、さらに、このことを通じて旭川市全体を視野に入れた「コンパクトシティ（歩いて暮らせるまち）」の実現を、計画の主な目的（ねらい）と位置づける。

主な取組として、丸井今井旭川店の中心核としての再生、「北の恵み 食べマルシェ」などイベントの開催、さらには「たまり空間」の創出や空き店舗対策、「まちなか居住」の推進など。

サブの目的（ねらいの実現に向けた仕組み）

中心商店街地区と近隣する各地区との相互連携による拠点機能の充実

旭川市の中心軸である買物公園は、行政サービスが集積し公共交通ネットワークの拠点であるなど一定の都市機能が集積しているが、モータリゼーションと郊外大規模店舗展開が進んでいるため、商業機能のみで賑わいを再生するのではなく、買物公園周辺の魅力ある様々な都市機能と有機的に連携しながら、より活性化を図っていく必要がある。

特に、本市の中心商店街地区は、市民にとってだけでなく、定住自立圏構想における上川中部圏域の中心市、道北全体の拠点都市としての役割を踏まえ、広域圏の住民からも、都市機能の集積と一括提供という拠点機能が求められている。

このため、中心商店街地区に隣接する北彩都、神楽、常磐公園（文化芸術ゾーン）各地区の持つ様々な集客の魅力をさらに活性化するとともに、その集客力を中心商店街地区、その中心軸たる買物公園の賑わい再生に活用する仕組みをつくることにより、本計画区域全体が有機的に連携しながら相乗効果を生み出し、中心軸である買物公園の拠点機能の充実を図る。

主な取組として、市民や観光客の中心市街地への誘導に向けた取組や、忠別川などの自然環境を活かしたまちづくりなど。

[7] 中心市街地活性化の基本方針

中心市街地活性化に向けたビジョンのコンセプト『歩行者空間「買物公園」が奏でる「集い」のシンフォニー』を踏まえて、基本方針を次のように設定する。

メインとする目的（ねらい）

「買物公園を中心軸とした機能集積の促進」

① 買物公園の中心核としての生活交流拠点を形成する（旧丸井今井旭川店の再生）

- ・平成21年7月に閉店した老舗百貨店である旧丸井今井旭川店を買物公園の中心核として改めて位置づけ、市民をはじめ道北地域の住民全体をターゲットとした、安全で安心な生活環境の充実をサポートする、商業と公共による生活支援機能（親子向けの子育て広場や各種相談窓口）を複合した新しい集客施設として再生することで、多様な人々が買物公園で憩い、ここを起点とする回遊が生まれ、賑わいと交流の創出を図る。

② 買物公園を軸とする時間消費型の回遊空間を創造する

- ・平和通買物公園は本市の中心商店街地区の中心軸であり、その活性化が賑わい再生の重要なポイントとなる。このため、単に通り過ぎる空間から、そぞろ歩き、憩う、和む、語り合うなど、買物公園開設時のコンセプトに立ち戻り、快適で魅力的なたまり空間の創造を進める。
- ・また、ハード面の整備だけではなく、「おもてなし」の気持ちを重視した接客サービスを通じて、郊外型大型店では味わえない親しみと温かみのある商業空間の形成を目指す。
- ・中心商店街地区に増えつつある空き店舗については、空き店舗情報提供システムの整備、開業支援や商店以外の有効活用などを進め、連続的な賑わい空間の再生を図る。
- ・また、商業機能の強化だけではなく、多様な人々が買物公園で憩い、ここを起点とした回遊が生まれることにより、より賑わいと交流を創出するため、中心核である旧丸井今井は、商業施設機能と公共公益機能との複合施設として再生し、集客を図る。
- ・次に、買物公園を中心軸とした中心商店街地区だけでは活性化が難しい現状を踏まえ、近隣する地区の集客力を活用して、買物公園への人の流れの創出を生み出す方策を講じる。
- ・これまで買物公園の南側終点であった旭川駅が高架化されることに伴い、駅のコンコースや南北道路を通じて直接買物公園と北彩都地区や神楽地区がつながり、隣接する地区との交流が活発になると想定される。特に忠別川に2本の橋が架かり買物公園と駅南の神楽地区とがつながることは旭川市の「悲願」であり、それが一挙に解消され買物公園、北彩都、神楽各地区の一体的連携が可能となることによる相乗効果と買物公園への誘客効果は極めて高い。
- ・また、買物公園北側に位置する常磐公園周辺地区は「文化芸術ゾーン」として、市民ニーズに応えた公会堂のリニューアルや7条緑道の整備などを予定しており、この地区の交流人口が増加することで、買物公園北側の誘客効果も期待できる。
- ・このように中心商店街地区に隣接する各地区に立地する文化・スポーツ・教育等の公共公益施設の充実などにより、地域住民や観光客を買物公園に誘導することを目指し、中心市街地内を回遊する交通システムの導入など来街者の回遊性を支える仕組みづくりを進める。また、自家用車での来街ニーズが高いことを踏まえ、駐車場を利用する際の利便性の向上を図る。
- ・以上に掲げた各種の取組により、中心市街地を長時間滞在しつつ回遊できる時間消費型の回遊空間を創造する。

③ まちなか居住を推進し、定常的賑わいを創造する

- ・ 中心市街地における公共交通の利便性、医療機関の集積等を活用し、住宅供給者と医療機関を連携させたマンション毎のホームドクター制度の構築等により高齢者が安全・快適に生活できる住環境整備を促進する。
- ・ 一方、店舗など生活利便施設の誘導や郊外の一戸建てから利便性の高い中心市街地の集合住宅への住み替えを促進するシステムの構築などにより、郊外からのまちなか居住を推進する。
- ・ こうした取組により、近隣の消費者の確保と定常的な賑わいを創出することで、中心市街地の活性化に結び付けていく。

④ 商店街、市民、行政の協働により、継続的にイベントを開催する

- ・ 平成 22 年は旭川市の開村 120 年にあたり、その記念事業として開催された「食」をテーマとするイベント「北の恵み 食ベマルシェ」では、旭川市及び道北各地の味覚や名産品を一堂に集めた巨大市場が買物公園等に開設し、23 年度以降も継続開催が決定している。また、同時期に旭川新駅舎が一次開業し、中心市街地の活性化に大きく寄与している。
- ・ こうしたイベントを商店街、市民、行政の協働で継続的に開催する仕組みを整え、併せて空店舗対策試行の継続的展開などを図る。

サブの目的（ねらいの実現に向けた仕組み）

中心商店街地区と近隣する各地区との相互連携による拠点機能の充実

⑤ 観光客を中心市街地に呼び込み活性化を推進する

- ・ 旭山動物園への来園者（平成 21 年度で年間 246 万人）や、外国人観光客も含め旭川市を訪れる多くの観光客が中心市街地に立ち寄り、留まってもらうため、観光情報提供の強化や案内サイン充実などによる「おもてなし」機能の強化、動物園と連携する中心市街地の観光資源開発整備、イベントの充実などを進め、観光客を中心市街地に呼び込み活性化を後押しする。

⑥ 自然環境と共生したまちづくりを展開する

- ・ 本市の中心市街地は、雄大な大雪の山々を望み、旭川駅周辺の「北彩都あさひかわ」では、自然豊かな忠別川の河川空間と融合した、特色ある市街地形成が進められている。
- ・ 世界的な課題である地球温暖化に対し、これからのまちづくりは緑地の保全・創出や省エネ対策等の低炭素型まちづくりが必要条件となるため、北彩都地区における自然と共生した中心市街地づくりを進めるとともに、快適・安全な歩行者回遊空間や公共交通の充実、緑化、省エネなどの取組などを推進し、中心市街地の活性化に波及させていく。

上記の取組を円滑かつ効果的に推進するためのシステムづくり

⑦ まちなかのエリアマネジメントを強化する

- ・ 中心市街地では、すでにタウンマネジメント組織（TMO）やまちづくり会社が活性化事業に取り組んでいるが、今後、商業機能活性化に限らず中心市街地におけるマネジメント力を強化するため、まちなか居住の推進、観光客誘致活動、まちなか交通の改善、まちなかの景観向上など、まちづくり全般に関わる幅広い分野で取組を進めるシステム構築を図る。

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

本市の中心市街地は、広域的な交通網整備に伴い購買力が札幌商圏に吸引されることに対する危機感と、自動車交通量の増大に伴う交通事故から歩行者や買物客の安全確保に端を発した我が国初の恒久的歩行者天国である平和通買物公園の開設により、1970年代には大型店が相次ぎ出店し、折からの高度経済成長の波にも乗り、商業集積が大いに高まった。

しかし、その後のモータリゼーションの進展に伴う市街地の拡大と郊外への大型店舗の出店、景気低迷による購買力の低下、少子高齢化の進展などにより、他の地方都市同様に中心市街地の空洞化が進みつつある。

そこで、本基本計画の基本方針に基づき、次のような目標を設定し、中心市街地の活性化を進める。

<中心市街地活性化の基本方針>

- ① 買物公園の中心核としての生活交流拠点を形成する（旧丸井今井旭川店の再生）
- ② 買物公園を軸とする時間消費型の回遊空間を創造する
- ③ まちなか居住を推進し、定常的な賑わいを創出する
- ④ 商店街、市民、行政が協働で継続的にイベントを開催する
- ⑤ 観光客を中心市街地に呼び込み活性化を推進する
- ⑥ 自然環境と共生したまちづくりを推進する
- ⑦ まちなかのエリアマネジメントを強化する

<中心市街地活性化の目標>

○目標 1

中心市街地に訪れる人を増やす

○目標 2

中心市街地に住む人の増加を図る

○目標 3

観光客の来街を促進する

●目標1 中心市街地に訪れる人を増やす

- ・空洞化しつつある中心市街地においては、様々な方法により来街者を増やし、賑わいを再生していくことが最も重要な目標と考える。来街者数の増加は中心市街地の活力を蘇らせる原動力であり、また活性化の度合いを端的に表す指標である。
- ・目標1の訪れる人を増やしていくためには、次のような方策を講じるものとする。
 - 平成21年7月に閉店した旧丸井今井旭川店を中心軸である買物公園の中心核と位置付け、商業と親子向け子育て支援広場や各種相談窓口などの生活支援機能と複合した新しい集客施設として再生する。
 - 平成22年に開催された食の一大イベント「食べマルシェ」のイベントをきっかけとする取り組みや空店舗対策による商業空洞化の改善、集客力のあるイベントを継続的に開催するとともに、接客サービスの向上を商店街ぐるみで取り組むことなどにより、商業機能そのものを魅力的にし、集客力を高める。
 - 買物公園をはじめとする歩行者空間において、そぞろ歩き、憩う、和む、語り合うことなどの出来る空間づくりを進め、歩いて楽しめる回遊性の創出と中心市街地に長く留まってもらう工夫を行う。
 - 公共交通の充実、駐車場の効果的・効率的利用などを進め、中心市街地へのアクセス性をより高め、訪れやすくする。
 - 新駅の開業のほか、北彩都地区や神楽地区、常磐公園地区との連携強化や相乗効果の発揮により、商業機能のみならず、文化・スポーツ・教育・行政サービス等の公共公益機能の強化を図り、来街する機会を増やす。
 - 旭山動物園をはじめとする旭川市に訪れる観光客を中心市街地に誘引する方策を展開する。

●目標2 中心市街地に住む人の増加を図る

- ・中心市街地の人口は平成16年から平成22年にかけてほぼ横ばいの状態として捉えられるがここ1～2年の範囲で見ると微減である。しかしながら、中心商店街地区においては減少傾向が顕著となっている。
- ・これは、一昨年のリーマンショック以降デフレ状況が進んでおり、ニーズ・シーズ調査によると民間企業のまちなか住宅供給も低迷しているのが現状である。
- ・まちなか居住の推進は、近隣の消費者を確保し、コミュニティを形成するという中心市街地活性化のための重要な要素であることから、次のような方策を講じるものとする。
 - 郊外1戸建て住宅からまちなか住宅への住み替えシステムの確立
 - 生活利便性の向上、医療機関との連携、省エネ・省資源システム導入支援等による民間マンションの供給促進
 - 自然環境との共存や歩いて暮らせるまちづくりの推進など、まちなかに住みたくなる魅力ある住環境づくり

●目標3 観光客の来街を促進する

- ・本市の中心市街地活性化を後押ししていくためには、旭山動物園をはじめとする旭川に訪れる観光客を中心市街地に出向いて、留まってもらうことが重要な戦略である。
- ・このため、次のような方策を講じるものとする。
 - 鉄道高架化に伴う旭川駅高架下公共空間に移転する観光情報センターを核とする対外国人も含めた観光案内情報システムの強化充実
 - 旭山動物園と連携する旭川の地域特性を活かしたまちなか観光資源の開発と発掘
 - 観光ツアーに中心市街地を組み込むことの働きかけ

[2] 計画期間

基本計画の計画期間は、活性化施策が実際的な効果を現すことが出来る期間を考慮して、平成28年度末（平成29年3月）までとする。

5) 各種事業による効果

①旧丸井今井旭川店の再生による効果

- ・平成23年度より、旧丸井今井旭川店は、現在の多様化するライフスタイルに合った新しい商業集客施設として再生する。
- ・高齢者から若者やカップル、親子連れなど、幅広い世代に対応する商業機能と公共性の高い機能とを組み合わせた複合型商業集客施設となる。
- ・店舗の一部には、子ども同士、親子、そして若者世代の遊びや多様な学習活動を中心とした機能と、消費生活相談や国際交流といった安心な買物や観光につながる各種相談機能を組み合わせて集約し、人が滞留するスペースの創出を図り、中心市街地の集客の起点としての機能を整備することで、更なる集客の増加を図る。
- ・店舗面積は22,329㎡で、商業エリア19,609㎡、公共利活用エリア2,720㎡である。
(※〈商業エリア B1F～5F, 6F(1部), 8F, 9F〉, 〈公共利活用エリア 6F(1部), 7F〉)

◇商業エリアの来客者数については、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(平成17年経産省告示)に基づき、来客数推計式により算出する。
なお、隣接する西武百貨店と一部商業機能が競合することから、前述に基づき35%の縮減分を考慮する。

店舗面積当たりの日來客数原単位 (単位:人/千人) Sは店舗面積(千㎡)		
	商業地区	その他の地区
人口40万人以上	1,500-20S (S<20)	1,400-40S (S<10)
	1,100 (S≥20)	1,000 (S≥10)
人口40万人未満	1,100-30S (S<5)	
	950 (S≥5)	

「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(平成17年経産省告示)

【商業エリア】

$$19,609 \text{ m}^2 \times 950 \text{ 人/千m}^2 \times 65\% \quad \approx \quad 12.1 \text{ 千人/日}$$

◇公共利活用エリアは、事業計画上、年間約200,000人の来客者数を想定している。

【公共エリア】

$$200,000 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \quad \approx \quad 0.5 \text{ 千人/日}$$

○ゆえに、旧丸井今井再生に伴う、推計来客者数は次のとおり整理できる。

$$12.1 \text{ 千人} + 0.5 \text{ 千人} \quad \approx \quad \underline{12.6 \text{ 千人/日}}$$

次に、それに伴う歩行者通行量の増加数を算出する。

平成21年度に本市で行った来街者アンケート調査によると、中心市街地までの交通手段として、自動車、鉄道、バス、自転車、徒歩等を選択した割合は次表のとおりである。

表) 来街アンケート調査による中心市街地へ交通手段

	自動車	鉄道	バス	自転車	徒歩	バイク	その他	合計
割合	33%	6%	35%	12%	12%	0%	2%	100%

(資料:平成21年度旭川市中心市街地活性化基本計画調査から抜粋)

上記で算出した各事業における日來客数に、上表の来街者アンケート調査による中心市街地への交通手段別の割合を乗じて、交通手段別の利用者数を算出すると次表のとおりとなる。

その際、その他については、タクシーとみなし自動車に合算する。

表) 交通手段別の事業地区利用者数

単位:人/日

	自動車	鉄道	バス	自転車	徒歩	バイク	合計
旧丸井今井 再生事業	4,410	760	4,410	1,510	1,510	0	12,600

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設を整備の必要性

(1) 現況分析

中心市街地においては、市役所や国の合同庁舎などの行政施設をはじめ、道立旭川美術館、旭川市科学館、旭川市博物館などの文化・芸術に関わる施設、公会堂やときわ市民ホールなどのイベントや交流に関わる施設など、広域的な利用圏をもつ施設が集約して集積している。

また、医療施設については、市内の医療機関全体の約2割が中心市街地に集積している。

本市の観光については、年間約250万人の来園者数のある旭山動物園など、多くの観光客が訪れているが、中心市街地の観光情報センターの来訪者は年間約5万人程度であり少ない状況である。

(2) 都市福利施設を整備する事業の必要性

中心市街地のニーズ・シーズ調査における都市福利施設に関するニーズは、中心市街地には子供が遊べる空間が少なく、子供連れでの買物がしにくいことや、学生などの若者の溜まりの空間がないことなどが示されている。

中心市街地においては、以上のような現状やニーズを踏まえ、市民のニーズに対応したまちなかの交流や活動の場など生活交流拠点としての整備、及び市民の文化・芸術の活動の場の整備などが必要である。

また、観光客をまちなかに引き込むため、観光関連の施設やサービスの強化などを図ることが必要である。

(3) フォローアップ

フォローアップについては、事業開始以後、毎年度末において、事業進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] (仮称) 子ども向け屋内遊戯場等整備事業 <内容> ・施設整備: 旧丸井今井旭川店を活用し、屋	旭川市	・平成21年に閉店した大型百貨店である旧丸井今井旭川店(1条通7丁目)の一部を賃借(約1,000㎡)し、ボールプールなどの遊具を多数設置した子どもたちの遊び広場と、児童向け図書を多数設置し、親子で絵本の読み聞かせなどができる子ども向け読書活動スペースを改修により整備する。 ・旧丸井今井旭川店に集約する公共による生	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)【国土交通省】 [実施時期] 平成23年度	

<p>内遊戯施設、子ども図書館等を開設(H23年度) ・屋内遊戯施設の運営(H23年9月～) 〈実施時期〉 H23年度～</p>		<p>活支援機能の一環として、親子での遊びを通じたふれあいや子育て支援をターゲットとした機能を集約することで、子育て世代の来街を促進し、目標とする「中心市街地に訪れる人を増やす」ことに寄与する事業である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 [実施時期] 平成24年度～平成28年度</p>	
<p>[事業名] (仮称) 学生等自主活動スペース創出事業 〈内容〉 旧丸井今井旭川店を活用し自習室等を整備 〈実施時期〉 H23年度～</p>	<p>旭川市</p>	<p>・平成21年に閉店した大型百貨店である旧丸井今井旭川店(1条通7丁目)の一部を賃借し、学生向けの自習室、多目的に利用できる展示・交流スペースを整備する。 ・旧丸井今井旭川店に集約する公共による生活支援機能の一環として、JR旭川駅と市内路線バスの停留所が集中する区域の直近に、学習活動などで学生等が時間消費できる空間を整備することにより、若者が中心市街地で滞留する機会を増加させることで、中心市街地で活動する機会が創出され、来街を促進することから目標とする「中心市街地に訪れる人を増やす」ことに寄与する事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)【国土交通省】 [実施時期] 平成23年度</p>	
<p>[事業名] (仮称) 高齢者大学設置事業 〈内容〉 ・施設整備：旧丸井今井旭川店を活用し(仮称)高齢者大学を整備(H23年度) ・高齢者大学の運営(H23年9月～) 〈実施時期〉 H23年度～</p>	<p>旭川市</p>	<p>・平成21年に閉店した大型百貨店である旧丸井今井旭川店(1条通7丁目)の一部を賃借し、まちづくりの一翼を担う高齢者が仲間と一緒に知識や経験を更にレベルアップさせる(仮称)高齢者大学の専用校舎を整備する。 ・旧丸井今井旭川店に集約する公共による生活支援機能の一環として、当該施設を整備することにより、高齢者が交通利便性の高い中心市街地で活動する機会が創出され、来街を促進することから目標とする「中心市街地に訪れる人を増やす」ことに寄与する事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)【国土交通省】 [実施時期] 平成23年度 [支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 [実施時期] 平成24年度～平成28年度</p>	
<p>[事業名] (仮称) 市</p>	<p>旭川市</p>	<p>・平成21年に閉店した大型百貨店である旧丸井今井旭川店(1条通7丁目)の一部を賃借</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備</p>	

<p>民相談窓口等設置事業</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備：旧丸井今井旭川店を活用し、市役所相談窓口機能の一部機能拡充し移転設置する（H23年度） ・市民相談窓口機能（消費生活センター、結婚相談所、国際交流センター）の運営（H23年9月～） <p><実施時期></p> <p>H23年度～</p>		<p>（約 1,000 m²）し、現在、旭川市役所第3庁舎等にある国際交流課、消費生活センター、結婚相談所を移転拡充し、国際交流センターを新設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧丸井今井旭川店に集約する公共による生活支援機能の一環として、JR 旭川駅と市内路線バスの停留所が集中する区域の直近に、各種市民相談窓口や増加しつつある外国人向け案内、交流スペースを設置することで、来街を促進することから目標とする「中心市街地に訪れる人を増やす」ことに寄与する事業である。 	<p>総合交付金（都市再生整備計画）【国土交通省】</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 23 年度</p> <p>[支援措置]</p> <p>中心市街地活性化ソフト事業【総務省】</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 24 年度～平成 28 年度</p>	
<p>[事業名]</p> <p>彫刻美術館サテライト整備事業</p> <p><内容></p> <p>彫刻美術館別館として駅東側高架下南側空間（460 m²）に展示室等を開設</p> <p><実施時期></p> <p>H22 年度～H25 年度</p>	<p>旭川市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旭川駅と接続する高架下公共空間（南側）に彫刻美術館サテライトを設置するほか、駅舎や駅周辺地区に彫刻を配置することにより、彫刻のまちとして知られる本市の玄関口で、市民や観光客等が手軽に彫刻を観賞できる場を整備する。 ・彫刻のまち旭川のアイデンティティを高めるとともに、芸術に親しむ市民や観光客の来街の促進を図ることから、目標とする「中心市街地に訪れる人を増やす」及び「観光客の来街を促進する」ことに寄与する事業である。 	<p>[支援措置]</p> <p>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）【国土交通省】</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 22 年度～平成 25 年度</p>	
<p>[事業名]</p> <p>地域交流センター（旭川市公会堂）整備事業</p> <p><内容></p> <p>ステージ拡張、楽屋新築、客席椅子幅の拡幅、耐震改修など</p> <p><実施時期></p>	<p>旭川市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常磐公園に位置する公会堂は、昭和 33 年に開館し、ホールの音響の良さもあり、多くの演者などから極めて評価の高い施設である。 ・しかし、一方老朽化が進むとともに、利便性や機能面で改善の必要に迫られていた。 ・公会堂のリニューアルにより、常磐公園、中央図書館等と相まってこれまで以上に多くの人々が来訪する施設として再生し、また買物公園等への回遊が促進されることから、目標とする「中心市街地に訪れる人を増やす」ことに寄与する事業である。 	<p>[支援措置]</p> <p>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）【国土交通省】</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 22 年度～平成 24 年度</p>	